

行政文書公開決定通知書

4 観名保第 34 号  
令和 4年 5月 26 日

名古屋市民オンブズマン  
代表 滝田 誠一 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



令和 4年 4月 13日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第 1項の規定により、次のとおり公開することと決定しましたので通知します。

|                    |   |                      |                 |
|--------------------|---|----------------------|-----------------|
| 行政文書の名称            | 竹中工務店名古屋支店との打合せ記録(平成 28 年 12月 5 日)                          |                      |                 |
| 行政文書の公開の日時<br>及び場所 | 日時  | 令和 4年 5月 26 日        | 以降 午前 時<br>午後 時 |
|                    | 場所  | 市民情報センター (市役所西庁舎 1階) |                 |
| 行政文書の公開の方法         | 1 閲覧      ② 写しの交付      3 視聴                                 |                      |                 |
| 備考                 | <決定を行った所管課・公所><br>観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室<br>TEL 052-231-2488 |                      |                 |

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

平成 28 年 12 月 5 日

○ 仮に平成 29 年 4 月で契約解除した場合の損害賠償の想定額

諸条件により異なりますが、本プロジェクトの契約解除による請求として以下のような項目が想定されます。

- ・ 契約解除までに掛かった実費の精算
- ・ 本プロジェクトの業務委託先の契約を解除しなければならないことによる業務委託先からの損害賠償に対する補償
- ・ 本プロジェクトの施工に必要な人員等を確保するために、他のプロジェクトの受注を控えたことによる営業機会の逸失についての損害賠償
- ・ 本プロジェクト推進のための体制維持に係る待機人員の人件費
- ・ その他

◆ 4 日間における考え方の変化について

東京オリンピックによる建設需要の高まりにおける建設費上昇については、金額は算定することはできないが、総事業費に影響を受けることになる可能性が高い。しかし、今回の議会審議の中で、総事業費の上限額を明確にすべきであるという要請を受け、弊社としても木造復元は、名古屋市民にとって有益であり、大変社会的に価値の高い事業であることから、また事業費縮減案に対する貴市の全面的な協力を仰げるという認識に至ったことから、総事業費 505 億円内で実施できるよう努力をしていく考えに至った。

◆ 505 億の総事業費をどの様にとらえているのか

505 億の事業費については、文化庁の協議等により当初提案内容から変更せざるを得ない場合や市況等により建設費が上昇する場合など、状況によってはコストが増加する可能性もある。その場合には、連続的に業務を推進しながら貴市と設計内容等について協議し、総事業費 505 億円内を守っていくためコスト削減を図っていきたい。

○ 2022 年 7 月から天守閣竣工が遅延した場合の損害金の想定額

遅延該当工事(木造復元部分) : 16,318,081 千円 (税抜)